

広島県告示第五百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によつて、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和五管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によつて、公表する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	広島県くろまぐろ（小型魚）漁業	〇・二トン
くろまぐろ（大型魚）	広島県くろまぐろ（大型魚）漁業	一・〇トン